

村田町留守家庭児童学級入級児童募集について

1 留守家庭児童学級とは

小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業終了後に児童厚生施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的として開設しています。

2 対象児童

村田町内の小学校1年生から6年生までの児童で、保護者や同居親族（70歳未満の方）が、就労、疾病その他の事由（下記参照）により、家庭で適当な保護を受けられない児童。

- 児童の在宅時間に就労している
- 疾病により入院又は自宅療養が必要である
- 常時家族の介護・看病に当たっている
- 障がい有しており、子育てが困難である
- その他、児童の保護ができないと町長が認めた場合

3 開設場所・定員・開設時間

学級名	開設場所	定員	開設時間及び休業日
村田児童学級	村田町民体育館内	80名	【開設時間】 ○登校日（平日）…下校後から午後6時15分まで ○学校休業日（学年始・夏季・秋季・冬季・学年末・振替・臨時休業日）…午前8時から午後6時15分まで 【休業日】 ○土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
沼辺児童学級	村田第二小学校敷地内	40名	

4 活動内容

自由遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を行います。ただし、学校や塾とは異なりますので、学習の指導等はいりません。

5 申込受付について

次年度の入級申込については、毎年10月に受付いたします。

また、年度途中でも随時受付いたします。入級を希望される方は、申込書類を希望する児童学級又は子育て支援課（役場1階）へ提出して下さい。

申込書類は、各児童学級又は子育て支援課で配布しています。また、町のホームページから、ダウンロードすることもできます。

申込書類配布・申込受付先：

- 子育て支援課（役場1階）：午前8時30分～午後5時15分まで ※土日祝日は除く
- 希望する児童学級：午後1時～午後6時15分まで

※申請内容について簡単にお話を伺いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※児童学級へ申込書類を提出される方は、事前に学級へ電話連絡の上、お越し下さい。

（裏面に続きます）



6 提出書類

① 留守家庭児童学級入級申込書

※児童1人につき1枚提出して下さい

② 児童学級への入級が必要なことを確認する書類（保護者、同居家族者（70歳未満）の分）

※ご兄弟一緒に申し込む場合は、1枚で構いません。上のご兄弟の申込書に添付して下さい。

※ご兄弟の来年度保育所入所申込をした方や支給認定現況届で、下記該当書類を既に提出している方は省略できます。

※同居家族は、世帯分離している家族も含めます。

◇就労 … 就労証明書（勤務先から証明を受けてください）

◇疾病（入院含）… 治療計画書や通院している病院の診察券、領収書のコピー（過去2カ月程度分）

◇家族の介護・看護 … 介護を受ける方の介護保険被保険者証や障害者手帳等の写し、その他介護・看護が必要なことが分かるもの

◇障がい … 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等の写し

7 入級の決定

入級の可否について審査後、決定通知等を送付します。申込時点に、入級児童が定員に達している場合は、空きが出るまでお待ちいただく場合があります。

8 経費

児童学級の運営に関する経費や児童の傷害保険は町が負担します。ただし、活動費は保護者の負担となります。（通常利用：1, 000円程度/月、学校休業日利用：2, 000円程度/年間）

9 利用にあたって

- ① 保護者が休みの日や、お子さんの下校前に帰宅している日は、児童学級の利用はできません。保護者の勤務時間に応じた利用をお願いします。
- ② おやつは保護者に用意をお願いしています。（感染症拡大防止のため、一時的におやつを中止する場合があります。）
- ③ 長期休業日や学校休業日等給食のない日の利用は、利用時間に応じてお弁当を用意していただきます。
- ④ 児童の生活状況等を把握するために、小学校等関係機関と情報共有を行うことがあります。
- ⑤ 災害や感染症の発生が拡大した場合は、利用の自粛や臨時休級とする場合があります。
- ⑥ 保護者の就労状況等に変更があった場合は、変更届が必要になりますので、学級へご連絡下さい。



～問い合わせ・申込書配布先～

○村田町役場 子育て支援課 Tel 83-6405

○村田児童学級（町民体育館内） Tel 83-5515

○沼辺児童学級（村田第二小学校敷地内） Tel 51-5115

※各学級へのお問合せ・申込書類の配布は午後のみです

※申込書類は、町ホームページからダウンロードもできます